

## 社会保険 | 対象範囲の変更

2025年6月

### ■ 法令

改正社会保険法LAW 41/2024/QH15、改正健康保険法LAW 51/2024/QH15が、2025年7月1日から施行されます。

### ■ ポイント

社会保険強制加入対象者

下記などが追加されます。

- ・企業の管理者、監査役、企業資本の代表者など
- ・保険料算出基礎となる下限額以上の賃金のパートタイム労働者

保険料算出基礎

- ・下限額 保険料納付時の「参考水準」
- ・上限額 保険料納付時の「参考水準」の20倍

※従来の「公務員の最低賃金」に代わります。「参考水準」は政府により定められます。

納付期限

- ・月ごとの納付 翌月末日
- ・四半期または半年ごとの納付 対象期間の翌月末日

### ■ お問い合わせ

- ✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/vn@nacglobal.net>

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。